

D 4 - 2 2

5 年 保 存 (常) (令和11年12月31日まで)

F N . D 4 - 2 - 0

鹿 免 管 第 1 2 9 3 号

鹿 免 試 第 1 3 8 号

鹿 生 企 第 3 1 5 号

令 和 6 年 1 1 月 2 8 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	免許適性係	TEL	
----	-------	-----	--

一定の病気等に係る安全運転相談及び臨時適性検査等に関する事務
処理要領の改正について（通達）

運転免許の拒否等又は取消し事由等となる自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気（道路交通法（昭和35年法律第105号）第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に規定する病気等をいう。以下「一定の病気等」という。）に係る安全運転相談及び臨時適性検査等に関する事務処理については、「一定の病気等に係る安全運転相談及び臨時適性検査等に関する事務処理要領の改正について（通達）」（令和4年5月19日付け鹿免管第594号ほか。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、このたび、事務処理に関する様式の一部を改正したことから、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和6年12月1日から施行し、旧通達は令和6年11月30日限り廃止する。

別添

一定の病気等に係る安全運転相談及び臨時適性検査等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、一定の病気等に係る安全運転相談及び臨時適性検査等に関する事務処理について、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

1 本部主管課

警察本部免許管理課（以下「管理課」という。）及び警察本部免許試験課（以下「試験課」という。）をいう。

2 管理課長

警察本部免許管理課長をいう。

3 試験課長

警察本部免許試験課長をいう。

4 警察署等

警察署及び幹部派出所をいう。

5 個別聴取

運転免許証更新申請時又は運転免許申請時（仮免許申請時を含む。以下「免許更新申請時等」という。）に病気の症状の自己申告（書面、口頭を問わない。）に基づき、運転免許保有者等から具体的症状等を聴取することをいう。

6 安全運転相談

運転免許（以下「免許」という。）を受けている者、仮運転免許（以下「仮免許」という。）を受けている者、免許試験の受験者及び仮免許試験の受験者（以下「免許保有者等」という。）又は免許保有者等の家族その他の者からの申出により行う、免許の取得、継続及び仮免許の取得（以下「免許の取得等」という。）に関する相談をいい、個別聴取を含むものとする。

7 質問票

施行規則第18条の2の2、第29条第7項及び第29条の2第5項に規定する質問票（施行規則別記様式第12の2）をいう。

8 報告書

施行規則第29条の2の3及び第37条の2に規定する報告書（施行規則別記様式第18の5）をいう。

9 一定の病気等

運転免許の拒否等又は取消事由等となる自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気であって、法第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に規定する病気等をいう。

10 認知機能検査

法第97条の2第1項第3号若しくは第5号又は法第101条の4第2項若しくは第101条の7第1項に規定する認知機能検査をいう。

11 臨時適性検査

法第102条第1項から第5項まで及び第107条の4第1項に規定する臨時適性検査をいう。

12 適性検査の受検命令

法第90条第8項及び第103条第6項に規定する適性検査を受ける旨を命ずることをいう。

13 診断書提出命令

法第90条第8項、法第102条第1項から第4項まで及び第103条第6項に規定する診断書を提出すべき旨を命ずることをいう。

14 臨時適性検査等

臨時適性検査、適性検査の受検命令及び診断書提出命令をいう。

15 特定取消処分者

法第103条第1項第1号、第1号の2を理由に免許を取消された者をいう。

16 暫定停止

法第104条の2の3第1項の規定により免許の効力を停止することをいう。

17 指定医

別表第1に掲げる病気等ごとの専門医（以下「専門医」という。）の基準に適合する医師の中から、臨時適性検査又は適性検査の受検命令に基づく適性検査を行うことができると鹿児島県公安委員会が認める医師で、あらかじめ指定された医師をいう。

18 主治医

別表第2に掲げる病気等ごとの主治医の基準に適合している医師をいう。

19 経由申請

住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）以外の公安委員会を経由して行う運転免許証の更新申請をいう。

第3 事務処理の基本

1 迅速かつ適確な対応等

一定の病気等に係る安全運転相談及び臨時適性検査等に関する免許（この項において、仮免許を含む。）の事務処理に当たっては、本制度が免許保有者等の権

利義務に大きく影響を及ぼすことを理解し、免許保有者等の一定の病気等の罹患^{りかん}について適確に把握し、免許の拒否・取消し等の行政処分を適正に行うことにより交通事故の防止を図るとの観点に立って対応すること。

身体障害や一定の病気等の場合であっても、自動車等の安全な運転に支障のない場合や支障がない状態まで回復する場合もあることから、一定の病気等にかかっている者に対する自動車等の安全な運転への支障の有無について迅速かつ適確な対応に配慮すること。

また、安全運転相談の対象者（以下「相談対象者」という。）の多くは、免許の取得等に関して不安を抱いているものと考えられることから、安全運転相談の実施に当たっては、相談対象者の心情に十分配慮した親切かつ適切な応接を行うこと。

2 プライバシー保護の徹底

- (1) 安全運転相談の実施に当たっては、相談対象者のプライバシーの保護に十分配慮すること。
- (2) 認知機能検査の結果を端緒として安全運転相談を実施する場合は、認知機能検査を受けた者以外の者にその結果を教示しないこと。ただし、認知機能検査を受けた者とその家族等が同伴している場合であって、認知機能検査を受けた者が家族等への教示に同意したときは、この限りでない。

第4 安全運転相談の管理体制

1 本部主管課の長（以下「本部主管課長」という。）の責務

本部主管課長は、安全運転相談を実施する担当者に対し、一定の病気等に関する知識及び安全運転相談の実施要領について適宜、必要な教養を行い、担当者個々の実務能力の向上に努めること。

2 所属における安全運転相談の管理体制

- (1) 安全運転相談を実施する所属に安全運転相談管理者（以下「相談管理者」という。）を置き、それぞれ当該所属の長をもって充てる。
- (2) 相談管理者は、本部主管課長との連携を図り、安全運転相談の適正かつ円滑な運営を行うものとする。
- (3) 所属に管理補助者及び業務責任者を置き、管理補助者には理事官、副署長又は次長を、業務責任者には本部主管課にあっては担当課長補佐を、警察署にあっては交通課長（地域交通課長を含む）を、幹部派出所にあっては所長をもって充てる。
- (4) 管理補助者及び業務責任者は、相談管理者の任務を補佐するものとする。

第5 事務処理要領

1 安全運転相談の実施

- (1) 安全運転相談は、次に掲げる場合に行うこと。

ア 免許保有者等が一定の病気等にかかっているとき及びそれを申し出たとき並びに一定の病気等にかかっていると疑う理由があるとき。

イ 免許保有者等が提出した質問票又は報告書（以下「質問票等」という。）の回答欄の「はい」にチェックがあるとき。

(2) 安全運転相談は、原則として、本部主管課及び警察署等において電話、文書又は面接により行うこと。

2 安全運転相談の受理要領等

(1) 安全運転相談の受理

ア 病状等相談受理票の作成及び診断書の交付

電話、文書、来訪（免許更新申請時等における質問票による申告を含む。）等において、一定の病気等に罹患する者又はその家族等から安全運転相談を受理した場合は、病状等相談受理票（別記第1号様式）により、相談対象者の人定、相談内容等を聴取し、必要に応じて鹿児島県公安委員会指定の診断書を交付し、提出を求めること。

なお、診断書は、原則本人に交付するように努めること。

イ 個別聴取書の作成

病気ごとの確認事項を集約した個別聴取書（別記第2号様式から第2号の9様式まで）を作成する場合は、病状等相談受理票の作成に代えることができる。

ウ 病状等相談受理票対象者欄記載の省略

免許を受けている者については、相談対象者の運転免許証の写し、運転免許証更新申請書の写し等、運転免許試験の受験者については、住民票の写し等を添付することで、人定事項が判明する場合は、病状等相談受理票の対象者欄の記載は不要とするが、連絡先の聴取漏れがないように留意すること。

(2) 安全運転相談受理簿の作成及び保管

ア 安全運転相談受理簿の作成

本部主管課及び警察署等において、安全運転相談を受理する際、受理者は、前記業務責任者に対し、個別聴取を開始することを報告すること。

業務責任者不在時等にあつては、警部補相当職以上の者（以下「業務責任者等」という。）に報告すること。

報告を受けた業務責任者等は、一定の病気等に係る安全運転相談受理簿（別記第3号様式）の受理時確認欄に署名等をした上、受理者に対し、状況に応じて複数で対応するなど、必要な指示を与えるとともに、措置内容やその後の進捗状況を確認して適切な指揮を行うなど、組織的対応を徹底すること。

また、一定の病気等に係る安全運転相談受理簿に、受理番号、受理日、受

理者、相談対象者の人定、病名、診断書交付の有無等を漏れなく記載し、措置の経過を明らかにしておくこと。

なお、受理番号は、各所属における暦年の一連番号（幹部派出所にあっては当該幹部派出所における暦年の一連番号）を記載すること。

イ 病状等相談受理票等の保管

2の(1)により作成した病状等相談受理票又は個別聴取書（以下「受理票等」という。）は、一定の病気等に係る安全運転相談受理簿とともに、保管すること。

3 安全運転相談の引継ぎ

- (1) 警察署等において相談対象者を取り扱った場合は、その内容を次の区分に従い、本部主管課に電話により報告すること。

ア 管理課に報告する相談等

相談対象者が、免許保有者である場合（他の免許取得のため自動車教習所入校事前相談者を含む。）は、管理課免許適性係に報告すること。

イ 試験課に報告する相談等

相談対象者が、特定失効者、特定取消処分者、自動車教習所入校事前相談者等で、現に有効な免許を保有しない新規免許取得予定者である場合は、試験課学科試験係に報告すること。

- (2) 本部主管課に報告の際、当該本部主管課から本部番号が付与されるので、一定の病気等に係る安全運転相談受理簿の本部番号欄に当該番号を記載すること。
- (3) 報告を受けた本部主管課にあっては、一定の病気等に係る安全運転相談管理簿（別記第4号様式）により必要事項を聴取し、相談受理状況を一括管理すること。

(4) 関係書類の送付

安全運転相談受理時に診断書を交付し、その診断書の提出を受理した場合は、相談対象者の免許保有の有無に応じて、本部主管課へ関係書類を送付すること。

この場合においては、一定の病気等に係る安全運転相談受理簿の診断書受理日及び送付日を確実に記載すること。

また、関係書類の送付を受けた本部主管課にあっては、一定の病気等に係る安全運転相談管理簿の関係書類受理日欄に記載すること。

ア 管理課への送付

相談対象者が免許保有者である場合は、病状等相談受理報告書（免許保有者用）（別記第5号様式）に、受理票等、診断書、質問票の写し、本人確認書類等の関係書類を添えて、所属長決裁後、管理課免許適性係に送付すること。

イ 試験課への送付

相談対象者が免許非保有者である場合は、病状等相談受理報告書（免許非保有者用）（別記第6号様式）に受理票等、診断書、通院状況の書類、本人確認書類等の関係書類を添えて、所属長決裁後、試験課学科試験係に送付すること。ただし、管理課において受理した特定失効者又は特定取消処分者に係る安全運転相談に関して、当該相談対象者が管理課において免許申請手続きを行い、免許証の即日交付を受け、免許保有者となった場合は、関係書類を試験課に送付することなく、管理課において保管すること。

(5) 相談管理者等の確認

相談管理者、管理補助者及び業務責任者は、毎月1回、一定の病気等に係る安全運転相談受理簿等により、安全運転相談の管理状況等を確認し、一定の病気等に係る安全運転相談確認票（別記第7号様式）の所定の欄に押印すること。

また、確認の結果、管理状況等に適正を欠くなどの場合は、これを是正するための必要な指示を行うとともに、次回確認時に指示の履行状況を確認するものとする。

(6) 安全運転相談を終了した免許非保有者の管理等

免許非保有者で、一定の病気等を理由に免許取得が不可と判断された者が、その事実を申告せずに免許申請を行い、免許交付を受けることを防止する必要があること及び免許取得可と判断された者であっても一定期間後に医師の診断を受ける必要がある者については、本部主管課として管理する必要があることから、試験課にあっては、当該相談対象者の安全運転相談に係る関係書類の副本等を管理課に送付すること。

また、送付を受けた管理課にあっては、当該管理に係る必要な措置を行うこと。

なお、免許取得可と判断された者については、安全運転相談終了後、本部主管課又は警察署等で免許申請を行うことが予想されることから、試験課にあっては、当該者の免許申請の手続が円滑に行われるように、必要に応じて、安全運転相談に係る関係書類の副本等を関係所属に送付すること。

4 臨時適性検査又は診断書提出命令への移行

(1) 法第102条第4項の規定による臨時適性検査又は診断書提出命令

一定の病気等にかかっていることを理由に免許の取消し等の事由に該当することとなったと疑う理由がある者に対しては、法第102条第4項の規定による臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）を行うこととなる。ただし、同項の規定に該当する臨時適性検査等の対象者に主治医が存在し、診断書によって免許の取得等の可否を判断することができると認められる場合であって、その者が診断書を速やかに提出する意思を有しているときは、主治医の診断書により判断することができる。

その際の診断書の提出は任意であることから、当該対象者に対する説明の際は誤解を招かないよう配慮すること。

(2) 法第102条第4項の規定による「臨時適性検査又は診断書提出命令」を行う場合の判断基準

法第102条第4項の規定による「臨時適性検査又は診断書提出命令」については、その理由とされる事由に係る主治の医師（認知症に該当することとなったと疑う理由があるとして「臨時適性検査又は診断書提出命令」を行う場合にあっては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治の医師。以下この(2)において「主治医」という。）の診断書の作成及び提出が期待でき、それによって判断できると認められる場合は、診断書提出命令を行うこと。それ以外の場合（主治医がいない場合、主治医の診断書の作成及び提出が期待できない場合等）においては臨時適性検査を行うこと。

(3) 一定期間後に行う臨時適性検査又は診断書提出命令

現時点では、免許の取消し等の事由に該当するとは認められないが、病状の進行等により一定期間後には、免許の取消し等の事由に該当すると疑う理由があると認められる者に対しては、当該期間の経過後に法第102条第4項の規定による「臨時適性検査又は診断書提出命令」を行うこと。

なお、当該「臨時適性検査又は診断書提出命令」を行う前に当該者から診断書が提出されること等により、公安委員会が当該者に対して免許の継続を認めるか、あるいは免許の取消し等を行うかなどの判断ができる場合には、当該「臨時適性検査又は診断書提出命令」を行う必要はないことに留意すること。

(4) 管理課への報告

交通事故発生時や交通違反取締り時はもとより、あらゆる警察活動を通じて、免許を受けている者で法第102条第4項に規定する「臨時適性検査又は診断書提出命令」の対象となり得る者（以下「臨適等検討対象者」という。）を発見した所属は、臨適等検討対象者報告書（別記第8号様式）により、管理課免許適性係に報告し、必要な措置を講じること。

5 免許の取得等の可否の判断等

(1) 安全運転相談の結果、免許保有者等が一定の病気等である場合は、別添の「一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準」（以下「運用基準」という。）に従い、免許の取得等に関する可否の判断を行うこと。

(2) 安全運転相談に基づく免許の取得等の可否の判断については、一定の病気等以外に治療中の病気があるものや免許の条件を付すことによって免許の取得等が可能となるものもあることから、病状の聴取には慎重を期すること。

6 安全運転相談終了書の交付等

(1) 本部主管課長は、安全運転相談を実施した結果、免許の取得等が可能と認め

た場合は、相談対象者に安全運転相談終了書（別記第9号様式。以下「相談終了書」という。）を交付すること。ただし、相談対象者が当該相談終了書を必要としない場合は、この限りでない。

- (2) 相談終了書の交付に当たっては、その者に係る受理票等に関係書類を添え、本部主管課長の承認を受けること。
- (3) 相談終了書の有効期間は、原則として安全運転相談を終了した日から1年間とする。ただし、医師の診断書の記載内容により、1年に満たない期間の条件で運転の可否が判断される場合は、その期間を有効期間とすることができる。
- (4) 免許申請時等に免許保有者等から有効な相談終了書の提示があった場合は、安全運転相談終了後の病状の変化に重点をおいた簡単な聴取にとどめること。ただし、免許保有者等が、住所地公安委員会以外の公安委員会が作成した相談終了書を提示したときは、免許取得等の可否は住所地公安委員会が行うものであることに鑑み、住所地公安委員会において再度、病気の症状について聴取を行った上で、免許取得等の可否を判断すること。

7 相談対象者に対する措置

安全運転相談の結果に基づき免許の取得等が可能と判断された者のうち、一定期間後に免許の取得等の可否について改めて判断する必要がある者に対しては、当該期間が満了する前月末に診断書の再提出がなければ臨時適性検査等を受けなければならない対象となる旨を通知する。この場合において、当該通知を受けた日から1か月以内に診断書を提出させること。ただし、臨時適性検査等の結果によらなければ免許の取得等の可否の判断ができない場合は、この限りでない。

第6 免許申請等における質問票の交付等

1 質問票の交付及び受理等

- (1) 質問票の交付は、交通安全教育センター、運転免許試験場及び警察署等において、運転免許申請及び免許更新申請の申請書を提出しようとする者（以下「申請者」という。）全てに対して行うこと。
- (2) 提出された質問票については、申請者に対し、記載漏れや誤記の有無を確認した後に受理すること。
- (3) 申請者が誤記等を理由に訂正を申し出た場合には、誤記に係る質問票を回収した上で、新たに質問票を交付し、記載させること。
なお、誤記に係る質問票は、申請者の面前において復元できない措置を講ずること。
- (4) 記載漏れについては、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定により、申請者に是正を求め、これに応じない場合には、以後の手続を打ち切ること。
- (5) 質問票を記載する場所は、申請者の手元が周囲から見られることのないよう

に目隠し板を設ける等プライバシーの保護に必要な措置を確実に講ずること。

- (6) 質問票の提出は、運転免許証更新申請書又は登録票等を質問票の上に重ねて提出させるなどの方法により記載内容が周囲から見られないようプライバシーの保護に配慮すること。

なお、指定自動車教習所において仮免許の申請が行われる場合については、第16のとおりとする。

2 個別聴取の実施等

(1) 質問票の回答による対応

質問票の提出を受けた場合で、当該質問票回答欄の「はい」にチェックがあるときは個別聴取を行い、その内容に応じて適切な対応を行うとともに、その実施状況等について受理票等を作成し、保管すること。

なお、個別聴取に当たっては、次の点に配慮すること。

ア 申請者のプライバシーの保護に十分配慮すること。

イ 申請者の心情に十分配慮した適切な応接を行うこと。

ウ 自動車等の安全な運転に支障のない者が免許の取得等をできないことがないように、また、自動車等の安全な運転に支障のある者が免許の取得等をすることのないように、適切な対応を行うこと。

また、免許証の更新申請者に対する個別聴取の結果、臨時適性検査等を行う必要があると認めた場合であっても、当該申請者が自動車等の運転に必要な適性検査に合格した場合は、運転免許証を更新させることとし、更新しなければ、第7の1の規定が適用されないことに留意すること。

(2) 個別聴取の実施場所の確保等

個別聴取については、プライバシー保護の観点から、相談室等を利用するなど、当該実施場所が個別聴取の実施場所であることが外見上分からないように配慮すること。

また、申請者を個別聴取の実施場所に誘導するに当たっては、プライバシー保護の観点から、申請者が個別聴取を受ける者であることが分からないように配慮した誘導方法をとること。

(3) 警察署等において免許証の更新申請が行われる場合の留意事項

ア 臨時適性検査等の必要性を認めた場合の措置

警察署等における個別聴取の結果、臨時適性検査等を行う必要があると認める場合には、臨時適性検査等を行うことが適当と認める旨を本部主管課に連絡するとともに、当該申請者に対しては、本部主管課から後日臨時適性検査の通知がなされることがあることなどを教示すること。

なお、この場合において、申請者が自動車等の運転に必要な適性検査に合格した場合には更新は可能であるので、その旨留意すること。

イ 本部主管課と警察署等の連絡協調

相談終了書の交付を受けた者が免許証の更新申請を行った場合及び申請者に対して臨時適性検査等を行う場合は、迅速かつ的確な対応が行われるように本部主管課と警察署等は密接な連絡を図ること。

3 報告書の徴収

(1) 内容

公安委員会は、更新申請時等以外の場合において、交通事故の状況、第三者からの通報等により、免許保有者が一定の病気等に該当する疑いがあることを把握した場合や調査のために必要があると認める場合は、免許保有者に報告を求めることができる。

(2) 報告を求める場合は、次に掲げる事項に留意すること。

ア 報告を求める場合の判断基準

交通事故の状況等から、一定の病気等との関連性について調査する必要がある場合に報告を求めること。

イ 報告を求める方法

免許を受けた者に対して報告書を手交し、速やかに徴収すること。

なお、受取拒否等については、臨時適性検査等の実施を検討すること。

4 質問票等の管理保存

質問票等については、虚偽の記載をしておいた提出又は虚偽の報告をした者については法第117条の4第2号違反が成立することから、管理の徹底を図るとともに、10年間保存すること。

なお、記載から3年が経過した質問票等のうち、当該質問票等を記載した者が新たに質問票等を提出した場合は、この限りではない。

5 経由申請を行う者に対する取扱い

法第101条の2の2の規定による経由申請を行う者が提出した質問票について、回答欄の「はい」にチェックがあるときは、経由申請の受理後、住所地公安委員会から病状等について聴取される旨を教示すること。

なお、経由申請を受けることとなる住所地外の公安委員会においては、当該申請を不受理とする根拠はないこと、及び当該申請者に対して個別聴取を実施する必要があることに留意すること。

第7 一定の病気等に該当すること等を理由として免許を取り消された者の免許再取得に係る試験の一部の免除

1 試験の一部免除

特定取消処分者が、その後、病気等の回復等によりその者が受けていた免許を取得しようとする場合（以下「再取得」という。）に、その者の免許が取り消された日から3年以内であれば試験の一部を免除する。この場合においては、免許

が取り消された日前の直近において提出した質問票等について、虚偽の記載をして提出した者については試験の一部免除の対象外となる。

2 一定の病気等に該当すること等を理由として免許の取消しをする場合の対応

- (1) 一定の病気等に該当すること等を理由に免許の取消しをする場合、再取得の
手続について説明をした上で、免許申請前に免許の取得等について相談するよ
うに教示すること。
- (2) 一定の病気等に該当すること等を理由に免許の取消しをする場合、直近の質
問票等について虚偽記載の有無を確認すること。

なお、確認に当たっては、当該質問票等を記載する時点での症状の認識状況
について聴取し、その内容を当該質問票等の裏面を活用して記録しておくこと。

3 特定取消処分者の認定上の留意事項

- (1) 特定取消処分者の試験の一部を免除する場合、免許を取り消された日前の直
近に提出された質問票等の記載状況を確認すること。
また、直近に提出された質問票等が、再取得の申請を受けた公安委員会と異
なる公安委員会において保管されている場合には、直近の質問票等を保管する
公安委員会に対し、記載状況を照会すること。
- (2) 特定取消処分者のうち、法第100条の2第1項の基準該当初心運転者で再試
験を受けていない者等（施行令第34条の3第4項各号）については、試験の一
部免除の適用対象にならないことに留意すること。
- (3) 特定取消処分者が免許の再取得に係る申請を行った場合、取り消された免許
の処分理由が消滅したことを確認すること。

第8 医師の届出等

1 医師からの届出等

医師は、患者の病状からして運転に支障があると思われる場合、法第101条の
6第1項の規定により当該患者の診察結果を公安委員会に任意に届け出ることが
できる。

また、当該届出行為については、法第101条の6第3項の規定により、守秘義
務違反とはならないこととなっている。

なお、届出の受理に当たっては、届出を行う医師の負担を軽くするとともに、
一定の病気等の診断結果という極めて機微な情報を取り扱うことから、慎重な対
応に留意すること。

(1) 口頭による届出

医師から本部主管課又は警察署等の窓口等において口頭による届出があった
場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に届出書（別記第10号様式）
を交付して記載を依頼し、受理すること。

この際、当該医師が届出書への記載を拒んだときは、届出内容を聞き取り、

届出受理書（別記第11号様式）により受理するものとする。

(2) 電話による届出

医師から電話による届出があった場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し「届出書、返信用封筒等の郵送」又は「届出書の電子データをE-mailに添付して送信」のいずれかの方法を選択できる旨の説明をすること。

この際に、当該医師が届出書への記載を拒んだ時は、口頭による届出の届出書への記載を拒んだときと同様の取扱いをすること。

また、E-mailでの送信を希望した場合は、医師から公安委員会へのデータの送信は、PDFデータに変換した上で送信するよう依頼すること。

(3) 文書等による届出

(2)により、医師が届出書の郵送又はデータの送信により届出を行った場合は、医師の届出として受理すること。

医師が、届出書と異なる文書により届出を行った場合には、医師の本人確認を行った上で、届出受理書を作成し、これを受理すること。ただし、届出書と異なる文書に届出書の項目内容が網羅^{もうら}されている場合は、届出受理書の作成を要しない。

(4) 届出を受理した所属の長は、速やかに管理課長（管理課聴聞係）に届出書又は届出受理書を送付して報告し、当該所属の長は、届出書又は届出受理書の写しを保管すること。

また、報告を受けた管理課長は、届出書・届出受理書取扱簿（別記第12号様式）に記載するとともに、速やかに臨時適性検査等及び当該検査等の実施に伴う免許の効力停止について、必要な措置を講ずること。

(5) 住所地公安委員会以外に係る届出を受理した旨の報告を受けた管理課長は、住所地公安委員会に、速やかに届出移送通知書（別記第13号様式）により移送するとともに、届出書等移送簿（別記第14号様式）に記載すること。

また、届出の移送を受けた場合は、届出書等移送受理簿（別記第15号様式）に記載するとともに、(4)に準じて措置すること。

2 医師からの確認要求及び回答

医師は、届出を行う判断をするために必要があるときには、法第101条の6第2項の規定により、その診察を受けた者が免許を受けた者であることを公安委員会に確認することができる。

一方、公安委員会は、医師から、確認要求があったときは、これに回答するものとする。

患者の病状から運転に支障があると思われる場合で、当該患者が免許を受けた者であるか、医師から確認要求があったときには、次に掲げる方法により行うこと。

なお、確認要求を行う医師の負担を軽くするとともに、行政機関が保有する個人情報を提供することから、慎重な対応に留意すること。

(1) 口頭による確認要求

医師から警察署等、本部主管課の窓口等において口頭による確認要求があった場合は、医師の本人確認をした上で、当該医師に確認要求書（別記第16号様式）を交付し、これに記載を依頼すること。

この際、当該医師が、確認要求書への記載を拒んだときは、確認要求書の内容を聞き取り、確認要求受理書（別記第17号様式）を作成し、受理すること。

(2) 電話による確認要求

医師から電話による確認要求があった場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し「確認要求書、返信用封筒等の郵送」又は「確認要求書の電子データをE-mailに添付して送信」のいずれかの方法を選択できる旨を説明すること。

この際、当該医師が確認要求書への記載を拒んだときは、口頭による確認要求書への記載を拒んだときと同様とする。

また、E-mailでの送信を希望した場合は、医師から公安委員会へのデータ送信はPDFデータに変換した上で送信をするよう依頼すること。

(3) 文書等による要求

(2)により医師が確認要求書の郵送又はデータの送信により届出を行ってきた場合は、医師の確認要求書として受理すること。

医師が、確認要求書と異なる文書により確認要求を行った場合には、医師の本人確認を行った上で確認要求受理書を作成し、これを受理すること。ただし、確認要求書と異なる文書に確認要求書の項目内容が網羅^{もうら}されている場合は、確認要求受理書の作成を要しない。

(4) 確認要求を受理した所属の長は、速やかに管理課長（管理課聴聞係）に確認要求書又は確認要求受理書を送付して報告し、当該所属の長は、確認要求書又は確認要求受理書の写しを保管すること。

また、報告を受けた管理課長は、確認要求書・確認要求受理書取扱簿（別記第18号様式）に記載するとともに、速やかに確認要求に係る免許の保有状況を調査すること。

なお、確認要求に係る免許保有者の住所が他の公安委員会の管轄区域内であっても、確認要求を受けた公安委員会で調査を行うこと。

(5) 管理課長は、確認要求書等を受理後、速やかに回答書（別記第19号様式）により回答するとともに、確認要求照会回答処理簿（別記第20号様式）に記載し、その経緯を明らかにすること。

なお、回答に当たっては、配達証明郵便等により確実に送達すること。

第9 暫定停止の措置等

1 暫定停止を行うことができる場合

公安委員会は臨時適性検査を行い、又は診断書提出命令を行う場合、当該臨時適性検査を受けるべき者又は当該診断書提出命令を受けて診断書を提出することとされている者が交通事故を起こし、当該交通事故の状況から判断して一定の病気等にかかっている疑いがあると認められるとき、又は医師の診断に基づくときは、自動車等を運転させることにより発生する危険を防止するため、3月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。

2 基本量定の期間

臨時適性検査等の結果を踏まえた処分の意思決定が、可能となると見込まれる期間とする。

3 処分執行の方法

暫定停止の処分執行については、運転免許停止処分書（施行規則別記様式第19の3の3）を交付して行うこと。

また、法第104条の2の3第1項後段の規定により処分を解除するときは、運転免許の効力停止処分解除通知書（別記第21号様式）を交付して行うこと。

4 留意事項

(1) 交通事故の範囲及び認知時の措置

ア 暫定停止の対象となる交通事故は、人の死傷又は物の損壊を伴う交通事故（以下「対象事故」という。）とする。

イ 高速道路を管轄する警察本部高速道路交通警察隊長は、対象事故の発生を認知し、当該事故の状況から判断して、その者が一定の病気等に該当する疑いが認められる場合には、臨適等検討対象者報告書により、速やかに管理課長に報告すること。

ウ 暫定停止の対象者を認知した管理課長は、速やかに暫定停止の判断を行い、必要と認めたときは免許の効力の停止を行うこと。

(2) 対象事故の発生場所を管轄する公安委員会と処分対象者の住所地公安委員会が異なる場合の措置

対象事故の発生場所を管轄する公安委員会は、速やかに、処分対象者の住所地を管轄する公安委員会に臨適等検討対象者通報書（別記第22号様式）により通報すること。

(3) 医師の診断に基づき臨時適性検査等に係る暫定停止を行う場合

次の場合は、暫定停止を行うこと。

ア 医師が、その診察結果を公安委員会に届け出たことを端緒に臨時適性検査等を行う場合

イ 公安委員会において、免許を受けた者が一定の病気等にかかっている疑い

がある者について、その主治医に照会した結果、一定の病気等にかかっている者である旨の回答を得たものの、取消し等の処分の判断ができないことから、指定医による臨時適性検査等を行う場合

(4) 処分執行の時期と執行場所

暫定停止の処分執行については、法第102条第6項により臨時適性検査を通知する機会又は診断書提出命令を行う機会に行うこと。

また、法第102条第4項による臨時適性検査の実施について意思決定した後、専門医等の事情により指定日の決定のみができない場合に限り、当該通知に先立って処分執行を行うことができることとする。

なお、この場合、可及的速やかに指定日を決定し、臨時適性検査を通知すること。処分執行場所については、処分を受ける者の最寄りの警察署とすることができる。

(5) 弁明の機会の付与

暫定停止による処分は、当該処分をした日から5日以内に弁明の機会を付与すること。その手続は、弁明通知書（別記第23号様式）により行うこと。

5 受検拒否に係る留意事項

(1) 手続上の留意事項

臨時適性検査の受検又は診断書提出の拒否については、免許の効力停止及び取消し処分の対象となるところ、暫定停止処分中の受検拒否については、法第104条の2の3第3項に基づく免許の効力停止及び取消処分はできない。

また、受検拒否を理由に暫定停止処分の解除についても行うことはできない。

よって、暫定停止中に、やむを得ない理由がなく、臨時適性検査の受検又は診断書提出を拒否した場合は、暫定停止処分の満了をもって、同第3項による免許の効力停止処分（以下「本停止」という。）を行うこと。

(2) 本停止に係る臨時適性検査の再通知

本停止は、暫定停止処分の満了日の翌日から執行することとし、本停止処分の執行に合わせて、速やかに、診断書提出命令又は法第102条第6項による臨時適性検査を通知すること。

(3) 本停止の基本量定の期間

臨時適性検査等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる期間とする。

また、本停止期間中、診断書提出命令に応じた場合又は法第102条第7項により臨時適性検査を受けた場合には、本停止を解除しなければならないことに留意すること。

第10 「臨時適性検査及び診断書提出命令」の実施

1 「臨時適性検査及び診断書提出命令」の判断基準

(1) 臨時適性検査の判断基準

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 交通危険者で早期に道路交通の場から排除する必要が認められる者
 - イ 専門医による受診が困難と判断される者
 - ウ 生活環境、経済的理由等から診断書提出命令が不相当と判断される者
- アからウの基準に照らし合わせて、総合的に判断し、臨時適性検査を行うものとする。

(2) 診断書提出命令の判断基準

臨時適性検査の判断基準に該当しない者とする。

2 臨時適性検査及び診断書提出命令の通知等

- (1) 臨時適性検査の通知は、次表の左欄に掲げる者の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる通知書により行うものとする。

臨時適性検査に係る者	通知書の様式
認知機能検査を受けた者で基準該当者である者	臨時適性検査通知書（認知機能検査基準該当者）（別記第24号様式）
運転免許試験（仮免許の運転免許試験を除く。）に合格した者	臨時適性検査通知書（運転免許試験合格者）（別記第24号の2様式）
免許（仮免許を除く。）を受けた者	臨時適性検査通知書（運転免許既得者）（別記第24号の3様式）
仮免許の運転免許試験に合格した者	臨時適性検査通知書（仮運転免許試験合格者）（別記第24号の4様式）
仮免許を受けた者	臨時適性検査通知書（仮運転免許既得者）（別記第24号の5様式）
国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者	臨時適性検査通知書（国際運転免許証等所持者）（別記第24号の6様式）
運転免許試験に合格した者又は運転免許を受けた者 （認知症のおそれ（疑い）がある者）	臨時適性検査通知書（別記第24号の7様式）

(2) 診断書提出命令

診断書提出命令は、診断書提出命令書（認知機能検査基準該当者）（別記第25号様式）又は診断書提出命令書（別記第25号の2様式）により行うものとする。

- (3) 臨時適性検査及び診断書提出命令に係る事務の所掌は、次のとおりとする。

- ア 法第102条第1項から3項までに規定する（認知機能検査基準該当者に係る）「臨時適性検査及び診断書提出命令」

管理課高齢運転者管理係

イ 法第102条第4項に規定する臨時適性検査

管理課免許適性係

ウ 法第102条第4項の規定する診断書提出命令

(ア) 管理課免許適性係（初回）

(イ) 管理課行政処分企画係（診断書提出命令違反に係る停止処分執行時）

(4) 臨時適性検査通知書及び診断書提出命令書の作成

ア 臨時適性検査の実施を通知（以下「臨適通知」という。）する場合は、臨時適性検査・診断書提出命令管理簿（別記第26号様式）の当該臨時適性検査に係る管理番号を取得した上で、臨時適性検査通知書を作成し、管理課長の承認を受け、通知すること。

イ 診断書提出命令を通知する場合は、臨時適性検査・診断書提出命令管理簿の当該診断書提出命令に係る管理番号を取得した上で、診断書提出命令書を作成し、管理課長の承認を受け、通知すること。

3 臨時適性検査の依頼等

(1) 臨時適性検査（法第102条第5項に規定する臨時適性検査を除く。以下第10の5まで同じ。）については専門医の診断により行うこととされていることから、検査科目に対応する指定医を選定した上で臨時適性検査依頼書（別記第27号様式）により、運用基準による検査を依頼すること。ただし、対象者の住所地の周辺地域の医療体制等に鑑み、指定医による検査の実施が困難な場合には、対象者の住所地の周辺地域の専門医（以下「検査依頼専門医」という。）の基準を満たす者に依頼することができるものとする。

(2) 臨時適性検査を行う場合は、必要に応じて事前に病院の事務担当者及び指定医又は検査依頼専門医（以下「指定医等」という。）と協議すること。

(3) 認知症のおそれがある者について、法第102条第1項から第3項までに規定する「臨時適性検査又は診断書提出命令」の通知を行う場合には、医師に向けた概要の説明として、臨時適性検査通知書（別記第24号様式）又は診断書提出命令書（別記第25号様式）に「医師の皆様へ」（別記第24号の8様式）を添付すること。

また、認知症のおそれ（疑い）がある者について、法第102条第4項に規定する「臨時適性検査又は診断書提出命令」の通知を行う場合には、同様に、臨時適性検査通知書（別記第24号の7様式）又は診断書提出命令書（別記第25号の2様式）に「医師の皆様へ」（別記第24号の9様式）を添付すること。

4 臨時適性検査の通知及び診断書提出命令（以下「臨適通知等」という。）発出時及び臨適通知等発出後の措置

(1) 運転免許試験に合格した者に対して臨適通知等を行う場合は、臨適通知等を

理由とする免許の保留を確実に行うこと。

- (2) 運転免許試験に合格した者が臨適通知等を受けたにもかかわらず当該臨時適性検査を受けない、又は診断書提出命令に応じない場合は、当該臨適通知等を理由とする免許の保留期間中に、再度、臨適通知等を行うこと。この場合においては、再度、臨適通知等を受けた者が、やむを得ない理由がなく、当該臨時適性検査を受けない、又は診断書提出命令に応じないときは、その者に免許を与えないこと。
- (3) 臨適通知等を受けた者（免許（仮免許を除く。）を受けた者に限る。）が、やむを得ない理由がなく、当該臨時適性検査を受けない、又は診断書提出命令に応じないときは、速やかにその者の免許の効力を停止する手続を執ること。
- (4) 前項の規定により免許の効力を停止した場合は、その期間中に、再度、臨適通知等を行うこと。この場合において、再度、臨適通知等を受けた者がやむを得ない理由がなく当該臨時適性検査を受けない、又は診断書提出命令に応じないときは、速やかにその者の免許を取り消す手続を執ること。
- (5) 仮運転免許試験に合格した者に対しては、臨適通知等を理由とした場合の仮免許の拒否又は保留を行うことはできないため、仮免許を与えなければならない。

また、その者が臨適通知等を受け、仮免許取得後にやむを得ない理由がなく当該臨時適性検査を受けない、又は診断書提出命令に応じないときには、取消しの処分を行うことができないため、再度、臨適通知等を行い、「臨時適性検査又は診断書提出命令」を実施すること。

- (6) 仮免許を受けた者に対して臨適通知等を行い、その者がやむを得ない理由がなく当該臨時適性検査を受けない、又は診断書提出命令に応じないときには、速やかにその者の免許を取り消す手続を執ること。
- 5 臨適通知等を受けた者（免許を受けた者に限る。）で当該臨時適性検査を受けない者、又は当該命令に応じない者に対する免許の効力の停止の処分の基本量定の期間

処分日から当該臨時適性検査及び診断書提出命令の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間とする。

6 臨時適性検査実施後の措置等

- (1) 臨時適性検査の結果は、指定医等が作成した診断書により判断すること。
- (2) 臨時適性検査を実施した場合は、指定医等が作成した診断書その他当該検査の実施に当たり作成した書類に臨時適性検査依頼書の写しを添付して管理課長に報告すること。
- (3) 臨時適性検査の結果（検査対象者が自主的に主治医の診断書を提出した場合にあっては、当該診断書に基づく判断結果を含む。次項において同じ。）、検

査対象者が一定の病気等にかかっていることが判明した場合は、運用基準に従い免許の取得等に関する可否の判断を行うこと。

(4) 臨時適性検査の結果が、免許の拒否等の基準に該当する場合は、管理課長は、拒否等の基準に対応する行政処分を速やかに執行すること。

(5) 管理課長は、検査対象者が他の公安委員会の管轄区域内に転出した場合は、臨時適性検査関係書類移送通知書（別記第28号様式）により、当該都府県警察に通知すること。

第11 適性検査の受検等命令

1 公安委員会は、一定の病気等にかかっていること等を理由として免許の保留又は効力の停止を行う場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し、公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け、又は公安委員会が指定する期限までに医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。

また、公安委員会は、上記の命令に違反した者については、上記の命令に違反したことを理由として免許の保留又は効力の停止をされた者が重ねて命令に違反した場合は、命令に違反したことについてやむを得ない理由がある場合を除き、免許の拒否又は取消しを、それ以外の場合は、免許の保留又は効力の停止をすることができる。

2 法第90条第8項又は法第103条第6項の規定による命令（以下「適性検査の受検等命令」という。）については、所定の主治医（認知症に該当して免許の効力の停止を受けた者にあつては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治医）の診断書の作成及び提出が期待でき、それによって判断できると認められるときは、診断書提出命令（法第90条第8項又は法第103条第6項に規定する診断書提出命令に限る。以下第11の5まで同じ。）を、それ以外の場合（主治医がない場合、所定の主治医の診断書が期待できない場合等）は、適性検査の受検命令を行うこと。

3 適性検査の受検等命令の通知等

(1) 適性検査の受検等命令に係る事務は、管理課聴聞係において行うものとする。

(2) 適性検査の受検命令は適性検査受検命令書（別記第29号様式）により、診断書提出命令は診断書提出命令書（認知機能検査基準該当者以外）（別記第30号様式）により行うこと。

4 適性検査の受検命令の実施

(1) 適性検査の受検命令に基づく適性検査（以下この項において「適性検査」という。）を通知する場合は、適性検査受検等命令管理簿（別記第31号様式）の当該適性検査に係る管理番号を取得した上で、適性検査受検命令書を作成し、管理課長の承認を受け、通知すること。

(2) 適性検査の依頼等

- ア 適性検査については専門医の診断により行うこととされていることから、検査科目に対応する指定医等を選定した上で適性検査依頼書（別記第32号様式）により、運用基準に基づく検査を依頼すること。
- イ 適性検査を行う場合は、必要に応じて事前に病院の事務担当者、指定医等と協議すること。

(3) 適性検査実施後の措置

- ア 適性検査の結果は、指定医等が作成した診断書により判断すること。
- イ 適性検査を実施した場合は、指定医等が作成した診断書その他当該検査の実施に当たり作成した書類に、適性検査依頼書の写しを添付して管理課長に報告すること。
- ウ 適性検査の結果、検査対象者が一定の病気等にかかっていることが判明した場合は、運用基準に従い免許の取得等に関する可否の判断を行うこと。
- エ 適性検査の結果が免許の拒否等の基準に該当する場合は、管理課長は、拒否等の基準に対応する行政処分を速やかに執行すること。
- オ 管理課長は、検査対象者が他の公安委員会の管轄区域内に転出した場合は、臨時適性検査関係書類移送通知書により、当該都道府県警察に通知すること。

5 診断書提出命令の実施

- (1) 診断書提出命令を通知する場合は、適性検査受検等命令管理簿の当該命令に係る管理番号を取得した上で、診断書提出命令書（認知機能検査基準該当者以外）を作成し、管理課長の承認を受け、通知すること。

(2) 診断書提出命令実施後の措置等

- ア 診断書提出命令に基づき提出された診断書の診断結果、診断書提出命令を受けた者が一定の病気等にかかっていることが判明した場合は、運用基準に従い免許の取得等に関する可否の判断を行うこと。
- イ 診断書提出命令に基づき提出された診断書の診断結果が、免許の拒否等の基準に該当する場合は、管理課長は拒否等の基準に対応する行政処分を速やかに執行すること。

- ウ 管理課長は、診断書提出命令の対象者が他の公安委員会の管轄区域内に転出した場合は、臨時適性検査関係書類移送通知書により、当該都道府県警察に通知すること。

- 6 適性検査の受検等命令を受けた者が当該命令に違反したときは、速やかに免許の保留又は効力の停止を行うとともに、その者に対し、再度、適性検査の受検等命令を行うこと。

- 7 適性検査の受検等命令を受けた者が当該命令に違反し、かつ、やむを得ない理由がなく再度の適性検査の受検等命令に違反したときは、速やかに免許の拒否又

は取消しを行うこと。

第12 臨時認知機能検査の実施

1 臨時認知機能検査の通知

(1) 臨時認知機能検査に係る事務は、管理課高齢運転者管理係が行うものとする
こと。

(2) 臨時認知機能検査通知書の作成

ア 臨時認知機能検査の実施を通知（以下「臨認通知」という。）する場合は、
臨時認知機能検査通知書（施行規則別記様式第18の6）により、管理課長の
承認を受け、通知すること。

イ 通知する場合は、郵送により行うこと。

なお、郵送に当たっては、配達証明郵便等により確実に送達すること。

2 臨認通知の発出時及び臨認通知発出後の措置

(1) 臨認通知を受けた者（免許（仮免許を除く。）を受けた者に限る。）が、や
むを得ない理由がなく、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が1か月
を超えることとなる日までに、当該通知に係る臨時認知機能検査を受けない
ときは、速やかにその者の免許の効力を停止すること。

(2) 前項の規定により免許の効力を停止した場合は、その停止期間中に、再度、
臨認通知を行うこと。この場合においては、再度、臨認通知を受けた者が、や
むを得ない理由がなく、当該停止期間内に、当該通知に係る臨時認知機能検査
を受けないときは、速やかにその者の免許を取り消すこと。

(3) 臨認通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が、やむを得ない理由が
なく、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が1か月を超えることとな
る日までに、当該通知に係る臨時認知機能検査を受けないときは、速やかにそ
の者の仮免許を取り消す手続を執ること。

3 臨認通知を受けた者で当該臨時認知機能検査を受けない者に対する免許の効力 の停止の処分の基本量定の期間

処分日から当該臨時認知機能検査の結果を踏まえた処分の意思決定が可能と見
込まれる日までの期間とする。

第13 臨時適性検査を受けない場合又は適性検査の受検等命令に違反した場合におけ るやむを得ない理由

臨時適性検査等を受けることができないやむを得ない理由は、次に掲げるとおり
とする。

1 災害

2 病気にかかり、又は負傷したこと。

3 法令の規定により身体を拘束されていたこと。

4 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。

- 5 1 から 4 に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

第14 診断書等の提出による認知機能検査等の受検義務の免除

1 受検義務が免除される診断書等

運転免許証の有効期間の更新(以下「免許証の更新」という。)等の際の認知機能検査等については、医師が作成した診断書その他の書類(以下「免除に係る診断書等」という。)を提出した者は、その受検義務が免除される。

なお、その際の免除に係る診断書等については、その者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されたものであることを必要とする。

2 免除に係る診断書等の作成日及び提出時期

免除に係る診断書の作成日及び提出時期については、それぞれ次の期間内であるものとする。

(1) 免許証の更新の際における認知機能検査等

免許証の更新期間が満了する日前 6 月以内

(2) 法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者又は同項第5号に規定する特定取消処分者が運転免許を再取得する際の認知機能検査等

免許申請書を提出した日前 1 年以内

(3) 臨時認知機能検査等

基準行為(法第101条の7第1項に規定する政令で定める行為をいう。)をした日の3月前の日以降

3 「認知症又はその疑い」がある者への教示事項

免除に係る診断書等において、「認知症又はその疑い」である旨の医師の意見が記載された者については、運転免許の取消処分等又は必要に応じて臨時適性検査等を行うこととなるため、その手続について明確に教示すること。

4 認知機能検査等の受検義務を免除を証する書面の交付

免除に係る診断書等を提出した者については、管理課高齢運転者管理係において診断書等提出確認書(別記第33号様式)を交付し、免許証の更新等の際は、申請書に添付させることとする。

また、診断書等提出確認書の交付状況等は、診断書等提出確認書発送簿(別記第34号)により管理すること。

第15 専門医との連携

臨時適性検査等を行う場合には、その通知又は命令に先んじて当該適性検査の期日を速やかに決定することが必要であるので、専門医との密接な連絡を図ること。

第16 各部門との連携

- 1 一定の病気等にかかっていることを理由として、免許の取消し等の事由に該当

すると疑う理由がある者等を早期に発見し適切に対応するため、臨時適性検査に係る警察各部門間における連携を図ること。

- (1) 臨適等検討対象者報告書により管理課へ通報する際は、管理課免許適性係と綿密な連携を図り、その者の人定事項及び臨適等検討対象者と認める理由について、速やかに管理課免許適性係に通報すること。
- (2) 通報を受けた管理課は、当該臨適等検討対象者の住所が管轄区域内にある場合には、必要により臨時適性検査等を行うとともに、その結果等に応じ、速やかに免許の停止又は取消しの必要な措置を講ずること。

また、管理課長は、当該臨適等検討対象者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内にある場合には、臨適等検討対象者通報書により、該当都道府県警察に確実に通報すること。

- 2 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん、認知症及びアルコール等の中毒者（以下第16の2以下の項において「銃砲刀剣類所持等欠格事由」という。）は、銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消事由でもあることから、安全運転相談等又は臨時適性検査等の結果を踏まえ、当該銃砲刀剣類所持等欠格事由を理由に免許の拒否又は取消しを行う必要がある者を発見した場合及び当該処分を行った場合において当該処分対象者が銃砲等又は刀剣類の所持許可を受けているときは、管理課長は速やかに警察本部生活安全企画課長に通報すること。
- 3 警察本部生活安全企画課長から銃砲刀剣類所持等欠格事由であることを理由に銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し又は不許可等の処分を行った旨の通報を受け、当該処分を受けた者が免許保有者等であるときは、管理課長は速やかに臨時適性検査等所要の措置を講ずること。

第17 自動車教習所に対する指導等

- 1 本部主管課長は、自動車教習所に対し、制度内容等の周知徹底を図るとともに、プライバシーの保護を図るため、次に掲げる事項を指導すること。
 - (1) 自動車教習所に入所しようとする者に対しては、一定の病気等に該当する場合、免許の拒否等の対象になること、免許の申請時（仮免許申請時を含む。）における質問票の記載方法や虚偽記載には罰則が適用される旨を説明させるとともに、入所しようとする者が一定の病気等に該当する可能性がある場合には、事前に安全運転相談窓口の利用を促すよう指導すること。
 - (2) 仮免許の申請に係る事務の委託先である指定自動車教習所において、仮免許申請の際に申請者に対し、質問票の虚偽の記載をして提出したときには罰則が適用されることを理解させた上で、正しく申告するよう指導すること。

当該指定自動車教習所の職員等には守秘義務が課せられることとなるが、申請者に提出させる質問票は、必要最小限度の当該教習所職員によって取りまと

め、封緘^{かん}させること。

また、質問票を記入させる際には、質問票の各項目について記載漏れがないよう口頭により注意を促すとともに、誤記による申出があった場合は、新たに質問票を交付した上、誤記に係る質問票はその旨を明記して他の質問票とともに封緘^{かん}させること。

なお、質問票の回答内容によっては、公安委員会から別途連絡がある旨を当該申請者に説明させること。

- 2 指定自動車教習所から警察署に仮免許の申請があった場合において、申請者の中に質問票の回答欄の「はい」にチェックがあるときには、当該警察署の担当者は、その旨を速やかに本部主管課に連絡するとともに、できる限り申請に係る仮免許証の交付の前に申請者に連絡の上、個別聴取を行うこと。
- 3 前項の対応が迅速かつ適切に行われるよう本部主管課と警察署との間で密接な連絡を図ること。

第18 運用上の留意事項

- 1 法第104条の2の3第1項に規定する「臨時適性検査又は診断書提出命令」の実施に伴う免許の暫定停止を行うことができる場合には、暫定停止を行うこととし、主治医の診断書による判断は行わないこと。
- 2 法第102条第1項から第3項までのいずれかに該当する者から診断書を受理する場合は、その作成時期が臨適通知等の理由となった認知機能検査の受検日以降であることを確認すること。
- 3 法第102条第1項から第3項までに規定する臨時適性検査又は認知症の疑いがあることを理由とする法第102条第4項の規定による臨時適性検査を行う場合は、検査対象者の同意を得た上で、可能な限りその家族又は関係者の立会いを求めること。
- 4 免許申請者（仮免許申請者を含む。）のうち、一定の病気に該当すると疑われる者が、診断書を速やかに提出する意思を有している場合は、免許試験（仮免許試験を含む。）に合格する前に診断書を提出しなければ、当該試験の合格後に臨適通知を行うこととなる旨を説明すること。
- 5 臨時適性検査を実施する場合は、検査対象者に速やかに臨適通知を行うこと。
特に免許試験に合格した者に対する臨適通知及び免許の保留に当たっては、試験に合格した者に対しては、原則として免許を与えなければならないことを踏まえ、速やかにこれを行うこと。

第19 その他

この要領に定めるもののほか、一定の病気等に係る安全運転相談及び臨時適性検査等に関する事務処理の運用に関して必要な事項は、管理課長が別に定める。

別表第1（第2の17関係）

病 気 等 ご と の 専 門 医 の 基 準

病 気 等		当該病気等の専門医
統合失調症 そううつ病 その他精神障害		精神保健指定医
てんかん		日本てんかん学会専門医又は日本てんかん学会の認める医師
再 発 性 の 失 神	神経起因性失神	内科医のうち当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる医師
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医
	植込み型除細動器を植え込んでいる場合	植込み型除細動器を植え込んでいる者に対する適性検査については、上記資格に加え、日本不整脈心電学会の主催するICD研修履修者であることが必要
無自覚性の 低血糖症	薬剤性低血糖症	日本糖尿病学会専門医
	その他の低血糖症	日本内分泌学会専門医又は日本糖尿病学会専門医
重度の眠気の状態を呈する睡眠障害		日本睡眠学会が当該病気についての専門的知識及び経験を有すると認める医師又はこれに準ずる医師
認知症		認知症疾患医療センター、日本老年精神医学会、日本認知症学会等の専門医
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医
アルコール等の中毒者		精神保健指定医
身 体 の 障 害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医
	筋ジストロフィー	神経内科専門医
	パーキンソン病	
	その他の神経系の病気	
害	その他	整形外科医

別表第2（第2の18関係）

病 気 等 ご と の 主 治 医 の 基 準

病 気 等		当該病気等の主治医
統合失調症 そううつ病 その他精神障害		精神科、神経科の医師である主治医（継続的に診察している医師）
てんかん		主治医（継続的に診察している医師）
再 発 性 の 失 神	神経起因性失神	当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医（継続的に診察している医師）
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医である主治医（継続的に診察している医師）
	植込み型除細動器を植え込んでいる場合	日本不整脈心電学会の主催するICD研修履修者である主治医（継続的に診察している医師）
無自覚性の 低血糖症	薬剤性低血糖症	主治医（継続的に診察している医師）
	その他の低血糖症	主治医（継続的に診察している医師）
重度の眠気の症状を呈する睡眠障害		主治医（継続的に診察している医師）
認知症		主治医（継続的に診察している医師）
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医である主治医（継続的に診察している医師）
アルコール等の中毒者		当該中毒の専門的知識及び経験を有する主治医（継続的に診察している医師）
身 体 の 障 害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医である主治医（継続的に診察している医師）
	筋ジストロフィー	神経内科専門医である主治医（継続的に診察している医師）
	パーキンソン病 その他の神経系の病気	
	その他	整形外科医である主治医（継続的に診察している医師）

一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準

1 統合失調症（施行令第33条の2の3第1項関係）

(1) 医師が「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない」旨の診断を行った場合（当該診断を行った理由が、自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く状態となるおそれはあるが、そのような状態になった際は、自動車等の運転ができない状態であると判断されることによるものである場合を除く。）には、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）は行わない。

(2) 医師が「6月以内に、(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の免許の保留又は効力の停止（以下「保留又は停止」という。）とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が(1)の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には免許の拒否又は取消し（以下「拒否又は取消し」という。）とする。

(3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4) (1)の場合であって、かつ、今後x年間（又はx月間）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められるなどの診断を医師が行ったときは、一定期間（x年又はx月）後に臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）を行うこととする。

また、(1)の場合であって、統合失調症にかかっているとの診断がなされており、かつ、運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る医師の診断がなかったときは、6月後に臨時適性検査等を行うこととする。

2 てんかん（施行令第33条の2の3第2項第1号関係）

(1) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

- イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、x年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合
- ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合
- エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合
- (2) 医師が「6月以内に(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
- 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
- ① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (3) その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (4) イに該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。
- (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5t限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8t限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれらの免許の申請又はこれらの免許に係る免許証の更新の申請を行った場合には、(2)又は(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を促すこととする。

3 再発性の失神（施行令第33条の2の3第2項第2号関係）

(1) 反射性（神経調節性）失神

過去5年以内に反射性失神で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

イ 医師が「6月以内にアに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診

断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果がアの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだアに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内にアに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(2) 不整脈を原因とする失神

ア 植え込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア) 植え込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内にaに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果がaの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだaに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内にaに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である

場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d aの診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(イ) 植え込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み後7日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内にaに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだaに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内にaに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) 電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植え込み型除細動器を交換した場合（(ア)又は(イ)による拒否等の事由に該当する者及び故障、不適切作動（誤作動）等を原因として植え込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。）には以下のとおりとする。

a 医師が「電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植え込み型

除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行い、当該交換後7日を経過しており、過去7日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等は行わない。

- b 医師が「7日以内にaに該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には7日の保留又は停止とする。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等は行わない。

- ② 「結果的にいまだaに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内にaに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

- ③ その他の場合には(ア)又は(イ)によるものとする。

- c その他の場合には(ア)又は(イ)によるものとする。

- (エ) 植え込み型除細動器を植え込んでいる者が免許を取得した場合（(ア) a、(イ) a 及び(ウ) a に該当する場合）には、6月後に臨時適性検査等を行う。

- (オ) 日本不整脈心電学会は、植え込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれらの免許の申請又はこれらの免許に係る免許証の更新の申請を行った場合には、(ア) b 若しくはc、(イ) b 若しくはc 又は(ウ) b 若しくはc の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を促すこととする。

また、同学会は、植え込み型除細動器を植え込んでいる者について準中型免許の適性がないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められないとの見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。

- イ ペースメーカーを植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

- (ア) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある者である場合には以下のとおりとする。

- a 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

- (a) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- (b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- (c) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
 - (d) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
 - b 医師が「6月以内にaに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
 - 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
 - ① 適性検査結果又は診断結果がaの内容である場合には拒否等は行わない。
 - ② 「結果的にいまだaに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内にaに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
 - ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。
 - c その他の場合には拒否又は取消しとする。
 - d a(d)に該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。
 - (4) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には以下のとおりとする。
 - a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下3(2)イにおいて「免許取得可能」という。）とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。
 - b 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
- (a) 医師が「6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合
 - (b) 医師が「6月以内に、今後、x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合
 - (a)及び(b)の場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
 - ① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否又は取消しとする。

② 以下のいずれかの場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

ii 「結果的にいまだ、今後x年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③ その他の場合には拒否等は行わない。

c その他の場合には拒否等は行わない。

d 「今後x年程度であれば、免許取得可能である」旨の診断を行った場合（cに該当）については、一定期間（x年）後に臨時適性検査を行うこととする。

ウ その他の場合には以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が(ア)の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) (ア) bに該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(3) その他特定の原因による失神（起立性低血圧等）

過去にその他特定の原因で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 以下の場合には拒否等は行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、 x 年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内にアに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだアに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内にアに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ ア(イ)に該当する場合については、一定期間（ x 年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

4 無自覚性の低血糖症（施行令第33条の2の3第2項第3号関係）

(1) 薬剤性低血糖症

ア 過去1年以内に、起きている間に、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合については、以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

a 医師が「（意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状（以下「意識消失等」という。）の前兆を自覚できており、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「（意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該

期間を保留・停止期間として設定する。))。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。))。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

イ 過去1年以内に、起きている間に、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

b 医師が「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

c 医師が「(意識の消失を起こした時には運転を控えるべき状態にあったが、)その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア)cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留・停止とする(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。))。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)cの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(ア)cに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に(ア)cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合に

は、当該期間を保留・停止期間として設定する。) 。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) c の診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(2) その他の低血糖症（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等）

ア 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x 年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6 月以内にアに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。) 。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだアに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6 月以内にアに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。) 。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ ア(イ)に該当する場合については、一定期間（x 年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

5 そううつ病（施行令第33条の2の3第3項第1号関係）

統合失調症と同様

6 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害（施行令第33条の2の3第3項第2号関係）

(1) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6 月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(2) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6 月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」との診断を行った場合には6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止

期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の内容である場合には拒否等は行わない。
 - ② 「結果的にいまだ「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の診断をすることはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に「重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがある」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)。
 - ③ 「6月以内に重度の眠気が生ずるおそれなくなる見込みがあるとはいえない」旨の内容である場合には拒否又は取消しとする。
- (3) その他の場合には拒否等は行わない。

7 その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）（施行令第33条の2の3第3項第3号関係）

統合失調症と同様。

8 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）（施行令第33条の2の3第3項第3号関係）

(1) 慢性化した症状

見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等は「認知症」、運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害等）及び聴覚障害については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

(2) 発作により生ずるおそれがある症状

ア 脳梗塞等の発作により次の障害のいずれかが繰り返し生じている場合については、拒否又は取消しとする。

(ア) 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等（認知症に相当する程度の障害に限る。)

(イ) 運動障害（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。)

(ウ) 視覚障害等（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。)

イ アを除き、過去に脳梗塞等の発作でアに掲げる障害のいずれかが生じたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない」（以下8において「免許取得可能」という。) とまではいえない旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(イ) 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。) 。

- a 医師が「6月以内に、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合
 - b 医師が「6月以内に、今後x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合
 - a 及び b の場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
 - ① 適性検査結果又は診断結果が上記ア及びイ(ア)の内容である場合には拒否又は取消しとする。
 - ② 以下のいずれかの場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
 - i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合
 - ii 「結果的にいまだ、今後x年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に、今後x年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合
 - ③ その他の場合には拒否等は行わない。
 - (ウ) その他の場合には拒否等は行わない。
 - (エ) 「今後x年程度であれば、免許取得可能である」旨の診断を行った場合（イ(ウ)に該当）については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。
- (3) 本基準については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等についても準用する。

9 認知症（法第90条第1項第1号の2及び法第103条第1項第1号の2関係）

- (1) アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症
 - 拒否又は取消しとする。
- (2) その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）
 - ア 医師が「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について6月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、拒否又は取消しとする。
 - イ 医師が「認知症について6月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した」旨の内容である場合には拒否は行わない。
 - ② 「結果的にいまだ「認知症について回復した」旨の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内にその旨の診断を行うことができる見込みがある」旨の内容である場合には更に6月以内の保留又は停止とする。
 - ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (3) 認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合
医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」「境界状態にある」「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があることから、6月後に臨時適性検査等を行うこととする。

なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である（ただし、長期の場合は最長でも1年とする。）。

10 アルコールの中毒者（法90条第1項第2号及び法第103条第1項第3号）

- (1) アルコールの中毒者については、国際疾病分類（ICD-10）の「アルコール使用による精神および行動の障害」においてF10.2～F10.9までに該当し、かつ下記①から③までのいずれか又は全てを満たさないものとし、医師がその旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

- ① 断酒を継続している。
- ② アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続けている。
- ③ 再飲酒するおそれが低い。

なお、①及び②といえるためには、最低でも6か月以上その状態を継続していることを要し、①の期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にいた期間については断酒を継続している期間として算入しない。

- (2) 医師が「アルコール依存症であり、現時点では(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、6月以内に、(1)の①から③までの全てを満たすと診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たす内容である場合には拒否等は行わない。
- ② 「結果的にいまだアルコール依存症について(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に(1)の①から③までの全

てを満たすと診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (3) 医師が「アルコール依存症（国際疾病分類（ICD-10）におけるF10.2～F10.9までに該当）であるが(1)の①から③までの全てを満たす」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

なお、慢性化した運動障害が残る場合については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

別記

第1号様式（第5の2(1)ア関係）

病状等相談受理票

本部番号	免管・免试
受理者	所属 職・氏名
受理日	年 月 日 午前・午後 時 分
受理方法	電話・来訪（続柄 ）（氏名 ） 文書（手紙・E-mail）

【対象者】

住所			
氏名			
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）		
連絡先	自宅 携帯		
有効年月日	年 月 日	交付年月日	年 月 日
免許証番号			照会番号
免許種別			

【相談内容】

内容	更新手続 ・ 安全運転相談 ・ その他（ ）
病名	病名（ ） ・ ・ 不明
質問票・報告書 （記載内容）	チェック該当箇所（下記番号に○を付ける） あり（ 1 2 3 4 5 ） ・ なし
診断書提出 の必要性	・あり（様式 号、提出期限： 年 月 日まで） ・なし
適性検査の必要性	あり（麻痺 右・左・上・下肢） ・ 必要なし その他の症状（ ）
概要	・発症日 ・入院歴 あり（ 年 月 日～ 年 月 日 ・ 現在入院中） なし ・通院歴 あり（ 年 月 日～ 年 月 日 ・ 現在入院中） なし ・投薬 あり ・ なし ・その他相談内容・特異事項
本部主管課への 連絡・指示事項	年 月 日 担当者（ ）

注1 運転免許等の写しを添付する場合は対象者欄は記載不要（氏名、連絡先は記載）

注2 個別聴取等を作成した場合は、本相談受理票の記載は不要。

第2号様式（第5の2(1)イ関係）

個別聴取書（統合失調症、そううつ病、その他の精神障害）

1 本部受理番号等

本部受理番号	免管・免试
受 理 者	所属 職・氏名
受 理 日	年 月 日 午前・午後 時 分
対象者氏名	

2 具体的な病名及び症状

病名 症状

3 幻覚（幻視、幻聴）、妄想の有無（☐ 無・☐ 有）

☐ 現在もある。 ☐ 頃までであった。

4 発作の有無〔パニック、過呼吸〕（☐ 無・☐ 有）

発作の状況

☐ 過去 ☐ パニック ☐ 意識障害
☐ 現在、☐ 過呼吸 により、☐ けいれん（しびれ）を起こしたことがある。

(1) 初めての発作 年 月 日

(2) 最終発作 年 月 日

(3) 発作の頻度 月・週・日に 回くらい

パニック、過呼吸の原因及び状況

5 現在の通院状況（☐ 無・☐ 有）

・病院名 診療科名 主治医
 ・通院期間 年 月 頃 ～ 現在（又は 年 月 頃まで）
 ・通院状況 月に 回
 ・通院を止めた理由（ ）

6 入院歴の有無（☐ 無・☐ 有）

病院名 入院の回数 回
 入院期間 年 月 日 ～ 年 月 日

7 服薬の有無（☐ 無・☐ 有）

薬名又は薬能（ ）

8 自動車の運転に関する医師への相談の有無（☐ 無・☐ 有）

【相談したことがある場合】

☐ 運転に支障が ない
☐ 運転に支障が ある

9 過去における公安委員会提出用診断書の提出の有無（☐ 無・☐ 有）

年 月 日の（☐ 更新・☐ 受験相談・☐ その他）時に提出した。

10 言動や対応状況

担当者メモ（特異なこと等）

※ 職業、連絡先を聴取すること。

第2号の2様式（第5の2(1)イ関係）

個別聴取書（てんかん）

1 本部受理番号等

本部受理番号	免管・免試				
受 理 者	所属		職・氏名		
受 理 日	年	月	日	午前・午後	時 分
対象者氏名					

2 具体的な病名

てんかん

症候性てんかん（☐ 脳腫瘍 ・ ☐ 頭部外傷 ・ ☐ 脳梗塞等 ・ ☐ その他）

3 初回発作の時期

_____年_____月頃（_____歳頃）

4 最終発作

_____年_____月頃（_____年_____か月前）

5 発作時期・頻度及び状況（意識障害や運動障害を伴わない単純部分発作も含む。）

・発作の時期

☐ 就寝中 ☐ 覚醒時

・発作の頻度_____月_____回

・発作の状況

☐ 意識消失 ☐ 全身の硬直 ☐ 体の一部が勝手に動く

☐ 気分が悪くなったり、頭痛がする

☐ その他（_____）

6 通院の有無（☐ 無 ・ ☐ 有）

・病院名_____診療科名_____主治医_____

・通院期間_____年_____月頃 ～ 現在（又は_____年_____月頃まで）

・通院状況_____月に_____回

・通院を止めた理由（_____）

7 服薬の有無（☐ 無 ・ ☐ 有）

・服薬の種類及び服薬の状況

☐ デパケン ☐ テグレトール ☐ フェノバル ☐ ガバペン

☐ その他（_____）

・服薬状況

☐ 規則的 ☐ 不規則 ☐ 過去に_____年前まで服薬

8 自動車の運転に関する医師への相談の有無（☐ 無 ・ ☐ 有）

【相談したことがある場合】

☐ 運転に支障がない

☐ 運転に支障がある

9 過去における公安委員会提出用診断書の提出の有無（☐ 無 ・ ☐ 有）

_____年_____月の（☐ 更新 ・ ☐ 受験相談 ・ ☐ その他）時に提出した。

10 免許種類の確認

大型免許・中型（8 t 限定を除く。）・準中型（5 t 限定を除く。）・第二種免許を

☐ 持っている ☐ 持っていない

11 説明事項

☐ 大型免許・中型（8 t 限定を除く。）・準中型（5 t 限定を除く。）・第二種免許取得者に対する説明

※ 職業、連絡先を聴取すること。

第2号の3様式（第5の2(1)イ関係）

個別聴取書（再発性の失神）

1 本部受理番号等

本部受理番号	免管・免试
受 理 者	所属 職・氏名
受 理 日	年 月 日 午前・午後 時 分
対 象 者 氏 名	

2 具体的な病名（てんかん、不整脈、低血糖症及び脳卒中以外の病気）

病名（ ） ☐ 病名が不明

3 失神（意識消失）の状況について

- ・初めて失神した年月日 年 月 日頃
- ・最近の失神日 年 月 日頃
- ・失神の頻度 年・月・日に 回失神がある
- ・過去1年以内の発作の回数 回

発作時の状況 ※何時ころ、どこで、何をしているときに、どうなったか

4 通院の有無（☐無・☐有）

- ・病院名 診療科名 主治医
- ・通院期間 年 月頃 ～ 現在（又は 年 月頃まで）
- ・通院状況 月に 回
- ・通院を止めた理由（ ）

5 ☐ 脳波検査 ☐ 頭部MRI検査の有無（☐無・☐有）

今までの検査結果 ☐ 一度も異常はない ☐ 今は異常がない ☐ 異常あり

6 その他の検査項目及び結果

--

7 失神の原因

--

8 服薬の有無（☐無・☐有）

薬名又は薬能（ ）

9 自動車の運転に関する医師への相談の有無（☐無・☐有）

【相談したことがある場合】

- ☐ 運転に支障が ない
- ☐ 運転に支障が ある

10 過去における公安委員会提出用診断書の提出の有無（☐無・☐有）

年 月の（☐更新・☐受験相談・☐その他）時に提出した。

※ 職業、連絡先を聴取すること。

第2号の4様式（第5の2(1)イ関係）

個別聴取書（不整脈）

1 本部受理番号等

本部受理番号	免管・免试				
受 理 者	所 属		職・氏名		
受 理 日	年	月	日	午前・午後	時 分
対 象 者 氏 名					

2 具体的な病名

病名（ ） ☐ 病名不明

3 ペースメーカー等の植込みの有無（☐ 無・☐ 有）

☐ ICD（除細動器） ☐ CRT-D（ペースメーカーとICDの一体型）

☐ ペースメーカー

植込み日 年 月 日（確認方法 ☐ 手帳・☐ 申告）

4 意識消失の有無（☐ 無・☐ 有）

☐ 植込み前 年 月頃

☐ 植込み後 年 月頃

☐ 植込みは無いが意識消失有り 年 月頃

5 除細動機能の作動の有無（☐ 無・☐ 有）

☐ 作 動 月 日（意識消失 ☐ 無・☐ 有）

☐ 誤作動 月 日

6 通院の有無（☐ 無・☐ 有）

・病院名 診療科名 主治医

・通院期間 年 月頃 ～ 現在（又は 年 月頃まで）

・通院状況 月に 回

・通院を止めた理由（ ）

7 自動車の運転に関する医師への相談の有無（☐ 無・☐ 有）

【相談したことがある場合】

☐ 運転に支障が ない

☐ 運転に支障が ある

8 過去における公安委員会提出用診断書の提出の有無（☐ 無・☐ 有）

年 月の（☐ 更新・☐ 受験相談・☐ その他）時に提出した。

9 免許種類の確認

大型免許・中型免許（8t限定を除く）・第二種免許

を ☐ 持っている ☐ 持っていない

10 説明事項

☐ 大型免許・中型（8t限定を除く。）・二種免許取得者・職業運転者に対する説明

☐ 6か月ごとに診断書の提出を求められること

☐ その他（ ）

※ 職業、連絡先を聴取すること。